

海外在住で血統書を希望する場合

- ①海外のKCJクラブに入会するか、海外で会員10名以上のKCJの加盟クラブを作る。
- ②海外クラブの国内在住の代理人は、日本国内のクラブに所属しそのクラブ長経由で申請を出す。直接申請を出された場合は返却します。
- ③血統書の送付先は必ず日本国内とする。指定がない場合は日本のクラブ長に送付します。
- ④入会者名はアルファベットに統一。犬舎号、犬名も日本の漢字もしくはアルファベットとする
(漢字名での登録についてはコンピューターが日本語のみ対応なのでフォントがないものが多く血統書に印字することができないため、犬舎号、犬名も日本の漢字しか登録できません。)
- ⑤問い合わせは、直接KCJ事務局では受け付けません。
血統書申請を理解できる代理人を通して、所属する日本のクラブ長に問い合わせてください。

海外で豆柴認定審査を実施する特例の場合のガイドライン

2017年會報夏空号(7月)におきまして、海外での豆柴繁殖は、犬種「豆柴」同士の交配のみ解禁し、海外での豆柴認定審査は犬種「豆柴」(認定未審査)犬の生後1年経過後の認定審査のみ許可することを告知しましたが、2017年7月の告知以前に輸出された柴犬で豆柴認定を希望する場合の救済措置として、豆柴事業部から審査員と立会人の派遣で海外認定審査を行うことを許可します。ただし条件を満たしていない場合審査しても犬種が豆柴にならないケースや、審査時のマイクロチップコードの確認、審査員と立会人の出入国のパスポートのコピーの提出などいくつかの条件があります。詳しくは事務局中にお問い合わせください。